

○第6章 協働によるまちづくりの推進

条文	
第24条 協働によるまちづくりの推進	協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。
2	市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。
3	市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。
第25条 行政活動への市民参加の推進	執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。
2	執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の高い事項について、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければならない。
3	執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとする。
第26条 地域コミュニティ組織	住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。
第27条 住民投票	市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由により、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとする。
2	市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。
3	投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定める。
主な取組事例	
・協働事業提案制度 ・市民活動情報センター「ぽぽらーと」 ・石狩シェアハピシティ計画/まちフェスいしかり ・北石狩地域観光まちづくり協議会/浜益特定地域づくり事業協同組合 ・市民の声を活かす条例/公募制の採用・審議会等委員への女性登用促進要綱 ・市民参加制度調査審議会 ・「町内会・自治会活動のしおり」/わかば地区地域会議	
市の自己評価・現状把握	
市民参加制度はあいボード等の活用もあり、市民アンケートの結果として市民参加制度についての問いに令和3年度は知っている人が30.9%と、徐々に石狩は「協働のまち」という認識は市民にも浸透していると感じる。協働事業提案制度はより一層の周知が必要。	
平成29年度懇話会で出された意見	
・町内会・自治会等がなり手不足等により、規模・機能が縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について、新たな視点で考えることが必要な時期が来ているのでは。例えば、町内会の合併。コミュニティ内の各組織が脆弱化しないよう、各活動を包括できるような統一的地域の割り方などを、地域住民も交えて検討する機会を作る必要がある。→後段参照 ・ワークショップで出た「緊急時等を想定し、市民参加を認めない旨の記載することはどうか」という意見に対し、「市民の声を活かす条例」では市民参加手続が必要な活動を定めており、すべてに対して市民参加を求めているわけではないため、変更は必要ないと考える。	
今回の検討内容	

○第7章 他の自治体等との連携協力

条文	
第28条 市外の人々等との連携	市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。
第29条 他の自治体等との協力	石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るものとする。
2 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、及び必要な施策の提案等を行うものとする。	
主な取組事例	
・増毛山道の復元作業/増毛町と合同で北海道遺産への推薦 ・さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市を中心にした本市を含め12市町村） ・三市区連携事業（札幌市手稲区・小樽市・本市） ・藤女子大学との包括連携協定及び連携事業実施 ・北海学園大学など近郊の大学のほか、大正大学など本州の大学との連携 ・様々な企業との連携協定の締結及び連携事業実施 ・姉妹都市高校生交換留学生事業（キャンベルリバー市） ・少年少女親善訪問派遣・受入事業（彭州市）	
市の自己評価・現状把握	
従来から様々な場面で、国、道、他市町村や関係機関との連携の上で、課題解決をはかってきている。今後もさっぽろ連携中枢都市圏などの枠組みも利用しながら、課題の解決を図っていく。 海外姉妹都市との連携・交流については、新型コロナウイルスの影響により、対面による交流が制限される中、オンラインも活用しながら継続して交流している。	
平成29年度懇話会で出された意見	
時代の変化とともに連携協力はより重要になってきている。その連携は国内に限るものではないことを周知すべき。 【条例解説】連携交流の範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外を含めた記載にすべき。→追記反映済。	
今回の検討内容	

○第8章 条例の見直し

条文
第30条 条例の見直し 市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。
主な取組事例
・ H24 見直し。第16条の改正の改正が必要と判断。パブリックコメントを実施。 ※条文の根拠としていた地方自治法が開催されたため ※いしかりまちづくりワールドカフェ/自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い ・ H29 自治基本条例推進懇話会/市民ワークショップ「みんなで考える自治基本条例」
市の自己評価・現状把握
平成24年度には条例の見直しは市が主体となって検討したが、「いしかりまちづくりワールドカフェ」「石狩市自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を実施。その中で次回見直し時には委員会を設けてはどうか、という意見もあり、平成29年度には「石狩市自治基本条例懇話会」（全6回）、「みんなで考える自治基本条例（基調講演・ワークショップ）」を開催し、見直しを行った。 このことから、条例や関連する取組について検証しており、条例の趣旨のとおり適切に遂行できていると考える。
平成29年度懇話会で出された意見
・ 見直しの方法を条文化してしまうと、時代の変化によっては、その手法が適さない可能性もあるため、柔軟な対応を目的に条文化までは求めない方がいい。 【条例解説】検討手法のひとつとして「懇話会を設置する等の手法も取り入れる」旨の追加が必要である。→追加反映済 ・ 全体として・・・ 条例解説は各担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更し、更にわかりやすくなるような努力をすること。
今回の検討内容